Q.3　本事例に関して、評価すべきと思われる点は何ですか。対応マニュアルに従って、示して下さい。

事例２．高齢者虐待が疑われる事例

本人・家族の状況/虐待の状況

[本人]70歳代の女性 要介護度3、認知症あり

[家族]息子(二人暮らし)[虐待の状況]暴言、不適切介護、介護サービスを利用させたがらない、

[問題状況]居住環境劣悪。息子と同居しているが、住環境が不衛生で劣悪な状態となっている。デイサービスを利用中。訪問介護 サービスを勧めるが、「お金をかけたくない」と息子が拒否。息子は、身体的な暴力はふるわないが、怒鳴りつけるなどの言葉の暴力があり、介護についても腐った物を食べさせる、おむつ交換をしないなど不適切さが目立つ。

[関わった機関・関係者]　○介護支援専門員　○高齢福祉所管課 ○地域包括支援センター　○デイサービス事業所　○訪問介護員

**経過**

発見 ・介護支援専門員が居住環境改善のため訪問介護利用を勧めるが長男拒否(週1回デイサービス利用中)

相談・通報 ・介護支援専門員→高齢福祉所管課に処遇困難事例として連絡・高齢福祉所管課→地域包括支援センター(民間)に協働しての対応を依頼

*１．高齢者本人の権利擁護を最優先する＝迅速な状況把握のための訪問、*

アセスメント・支援方針決定・ケースカンファレンスを開催(行政、地域包括支援センター、介護支援専門員、デイサービスセンター職員)・別居の娘を契約当事者として介護サービス利用を増加する方針を決定。契約前に息子には確認をとる。

支援の実施・継続・介護保険サービスの利用増加(デイサービス週3回、訪問介護週2回)・訪問介護員が居住環境改善のためゴミ等の処理を息子に確認のうえで実施。

支援の実施・継続・介護保険サービスの利用増加(でサービス週3回、訪問介護週2回)・訪問介護員が居住環境改善のためゴミ等の処理を息子に確認のうえで実施。

*３．虐待者を罰することが目的ではない＝息子の確認を丁寧に行い、対応している。*

状況変化・再相談・息子が高齢福祉所管課に来庁相談。本人のADL 低下、認知症進行に伴い、夜間徘徊が増えているとのこと。 ・高齢福祉所管課から地域包括支援センターを紹介し、息子が同センターに相談に行く。

事実確認・地域包括支援センターによる訪問調査

*４．家族の生活安定のために支援する〜「家族支援」の重視 ＝息子がセンターに相談にいくことができるようになってきたことは、十分評価できる。*

再アセスメント・ケースカンファレンスを開催(行政、地域包括支援センター、介護支援専門員、デイサービスセンター職員)。 ・要介護度、認知症の進行により在宅介護に限界ありと判断。息子も別居の娘も特別養護老人ホーム入所を希望しているため、介護支援専門員が中心となって入所に向けて調整を進める。本人は在宅生活を望んでいるようだが、息子も疾患で入院のため在宅生活の困難性が高いと判断。

*５．正確な情報収集と客観的判断＋６．チームアプローチ ＝ケースカンファレンスにより、多方面の情報が集まり、総合的に家族のニーズ把握ができた。*

支援の実施・継続・特別養護老人ホーム入所待ちの間、ショートステイ利用と老人保健施設利用を繰り返す。・5ヶ月後に特別養護老人ホームに入所モニタリング・特別養護老人ホームの介護支援専門員が定期的に地域包括支援センターに状況を報告

*７．長期的な視点に立った支援 がなされた。*

*また、１．高齢者本人の権利擁護を最優先する、という方針が、この記録からは判断できる。*